

For the Real Protection of Animals

by Hikaru Ogawa

The Tenri hell-hole case, which we reported in our last news letter should have been a classic case for prosecution under the 1972 Law for Protection of Animals. Over the years thousands of animals died of dehydration, malnutrition and disease, as a result of neglect. The chaining or caging of animals, unable to escape from this death camp, was tantamount to torture.

Nara Prefecture acted swiftly to rescue the animals once publicity was focussed on their plight but we wonder, why did they not take earlier action in applying the animal protection law to close the place down and prosecute the senile pair inflicting such misery. The standard answer is, because it is difficult to define what cruelty or ill-treatment is.

Tenri is not the only case where the law has been deliberately evaded. Some years ago a sadistic man cut off the legs of cats he trapped in his garden. He was accused, not, as one might expect, of cruelty to cats, but of 'damaging other people's property'.

The law as it stands is both meaningless and useless - few know of its existence let alone abide by its rules. Unless means are found to administer it efficiently and prosecution of offenders enforced, there can be no real protection of animals in Japan and similar hell holes of misery and death will appear again and again.

真の動物愛護のために

前号では天理市でのあの惨状の場についてお伝えし、適切な動物保護の法律が是非とも望まれと論じました。現行の「動物の保護及び管理に関する法律のあらまし」という法（略称：動物保護法）は、1972年に制定され、動物保護のための最小限度の条件を対象として述べています。しかしこの法の13箇条全てを読んでも、実体の伴わない意味のない法であるという印象しか受けられません。

天理はいまでもなく、わが国でよく見受けられる動物の悲惨な状況を考えると、20年もの間ずっとこのような法律が存在していたことに誰しも驚くでしょう。そしてこの法律が守られていると考える人がいるのでしょうか。私達は今こそこの法律が完全に施行されなければならないと考えます。

数年前ある残酷な男が、自分の庭で鼠にかかった他人の飼い猫数匹の足を次々に切り取るという事件が起きました。これはよく知られた最悪のケースだったのですが、この時でさえこの法律は適用されませんでした。そして驚くことに、その人物は単に「器物破損罪」で告訴されただけなのです。この残酷行為に比べて、天理市のケースはそこに飼われていた犬や猫は意図的に傷つけられたのではなく、「つなげられ放しで、ただ餌をもらう」というだけのことであったから、と考える向きもあるかもしれません。しかし実際には事態発覚前に、実に多く犬が脱水症や栄養不良、その他四六時中つなげられたままという飼い方からくる病気で死んでいたのです。さらには、死の収容所ともいえるべきところで鎖につながれたまま、この拷問にも等しい状態から逃走する術もなかったのです。これが明らかな動物虐待であるということ、誰も否定できないはずです。この犬たちの元の飼い主である老人と、私達が調査中に出くわした近くに住む老婆は、とても普通の感覚の持ち主とは思えません。根本的には次から次へと犬たちをそこへ持ち込んだ心ない人たちが責められるべきですが、どのような理由があれ、このような飼い方が犬や猫たちに凄惨な被害を招いたことを、私達ははっきりと認識すべきなのです。

天理の悲惨なケースは、日本で飼われている動物の状態を判断するための基準を定めるようなものであるとみなされるべきです。そして天理のような動物の飼い方は、完全に間違いであり、まさに虐待であると公的・法的に確認されるべきなのです。

まともな感覚では考えもおよばないような惨劇を引き起こした、あの二人の人物を処罰すべく、なぜ奈良県が事態発覚以前に動物保護法を適用していなかったのでしょうか。その問いに対する県の答えは、「法的に残酷とか虐待とかいったことを定義するのは難しい」というものです。しかし法律の条項を少し読んでみただけで、この答えが行政側の言い逃れに過ぎないことがはっきりとわかるはずです。

第9条は次のように述べています。「犬又は猫の

所有者は、これらの動物がみだりに繁殖してこれに適正な飼育を受ける機会を与えることが困難となるようなおそれがあると認める場合には、その繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術その他の措置をするように努めねばならない」。虐待などの定義が仮に難しいとしても、わが国の犬や猫の所有者たちがペットの増殖に対する責任を取るこの条項を順守していないという事実を認めるのはたやすいことです。そうでなければ、なぜ毎年大阪府だけで8万匹もの犬そして子犬たちが、3億円もの税金からの支出で保健所で処分、すなわち殺されていくのでしょうか。

この事実は、こういった所有者の犬や猫の飼いは違法であるのに、行政の方ではいかなる対策も講じていないことをはっきりと示しています。ですから行政にも、望まれず生まれ、そしてただ処分されていく子犬や子猫に対する責任があるはず。だからこそ犬・猫の避妊・去勢を義務づけることが最も大切ということがわかるはずです。

この考え方をより明確にするためには、避妊・去勢をしていない一匹の犬や猫を放置しておく、6年後には犬は6万匹、猫は7年後には45万匹になるという、このとてつもない数字をみれば事足りるでしょう。

一般の人がこういう事実を知らなさすぎることと、行政側が冷淡であるということが相互作用した結果が、天理でのあの惨劇といえるでしょう。動物法をみる限りでは、動物の虐待はもう起きないだろうと考える人がいるかも知れません。しかし単に犬や猫に餌を与えるという行為が、その所有者の唯一の義務・責任であるとは、もはや考えられるべきではありません。ペットを世話するということにはもっとはるかなるべきことがあるはずです。望まれず生まれてきて捨てられていく動物たちの数が増えている現実をみれば、とりわけ避妊・去勢の法的義務づけが最重要なのです。

内閣総理大臣官房管理室によって1972年に制定されたこの法律は、厳然と存在するにもかかわらず、それを知る人間がほとんどおらず、まして守る者などいないという現在の状況では、無意味と思われる。ですから私達は、この法律が完全に施行される手立てが確立され、これに違反する者は必ず処罰されるべきであると主張致します。そしてこうすることによってのみ、「満たされるべき基準」が維持され、わが国における真の「動物保護」が成し遂げられるとたく信じます。この法律の適用が適切に行われなければ、動物虐待にも等しいことが結果として再び生じ、天理と同じような凄惨な事件が起きてくることでしょう。対策を講じること行政側が少しでも乗り気でないというならば、あの罪のなたちの悲惨や死にも似た惨劇が繰り返されることになるのです。

(小川 光)



ボクたちは死ぬために
生まれてきたんじゃないんだ!!なのに...